

昭和二十五年四月四日提出
質問第一一一号

税関職員特別俸給表設定に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年四月四日

提出者 土橋一吉

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

税関職員特別俸給表設定に関する質問主意書

一 税関職員と類似の職務内容を有する税務職員（税関職員は内国税、関税、トン税等の賦課及び徴収の業務に従事）、警察職員及び海上保安庁職員（税関職員は関税警察に従事）はすでに特別俸給表が設定されているが、税関職員の職務はこれらと類似もしくはそれ以上の危険性及び複雑且つ困難性を有しながらも、一般俸給表を適用されている現状であつて、極めて不均衡である。

政府においてもこの点についてなんらかの考慮をされていることと思うが、その所見如何。

二 右のような税関職員の現状にかんがみてこの不均衡是正のため速やかに税関職員の特別俸給表を設定すべきであると考えられるが、政府においてはいつこれを実施する考えであるか、その所見如何。

三 税関職員と類似の内容を有する逓信職員（重労働手当―税関においては逓信職員と同一場所において外国小包郵便物の検査及び処理に従事）、警察職員（特殊勤務手当―税関においては警察職員と同様危険な当直勤務に従事）に対しては、特殊勤務手当（昭和二三、一〇、一五、政令第三二三号）が支給さ

れているが、税関職員に対しては、この種の手当はなんら支給されていない現状である。政府においてもこの不均衡について考慮されていることと思うが、その所見如何。

右質問する。